

# 岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 三 十 年 四 月 二 十 七 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監 査 委 員)	一
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	六
外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	八

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

**I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況**

**1 平成28年度**

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	86	86	0	0
指導事項	112	112	0	0
検討事項	9	8	1	0
計	207	206	1	0

(単位：件)

**2 平成29年度**

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	141	135	6	0
指導事項	127	118	9	0
検討事項	5	4	1	0
計	273	257	16	0

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年3月30日及び4月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重むたもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管職に対し是正若しくは改善を求める事項

**II 定期監査の結果に基づき講じた措置**

**1 平成28年度**

**(1) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置**

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
警備第二課	大規模災害により警察本部庁舎が使用不能になった場合の代替施設として、平成8年度に岐阜県警察緊急指所(以下「緊急指所」という。)が建設された。一方、「岐阜県警察大震災警備実施計画」(以下「実施計画」という。)による	緊急指所については、平成24年度に活用方法の検討を行い、災害時には、備蓄物資の保管場所や支援物資の配給場所等の基幹防災拠点として、通常時には、捜査関係等警察業務の拠点として、活用することとしており今後も継続する。名

**2 平成29年度**

**(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置**

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
文化創造課	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正な物品管理を徹底し、再発防止に努められたい。 1 ぎふ清流文化プラザ等に所在していたプロジェクターなど20件(取得価格計1,359,016円)を亡失していた。	1 当該20件については、総合財務会計システムの物品一覧表から除却し、平成29年5月11日付けで会計管理者へ岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第203条に基づく事故報告を行った。 今後は、「物品の現物実査実施要

は、警察本部の初動措置として警察本部庁舎が使用不能の場合は、県警備本部を緊急指所として設置することとしたが、緊急指所としての運用に必要な機能が十分に整備されておらず、指所機能有するとは言えない状況にある。  
その後、平成24年度に緊急指所の活用方法について検討が行われ、災害時には基幹防災拠点として、他県からの応援部隊の宿泊、装備資機材の保管、備蓄物資の配給等に使用することとし、平時は捜査関係等警察業務の拠点として使用するなど、災害時と平時に分けて活用することとした。

しかし、現在も施設名が「岐阜県警察緊急指所」となっていること、関係部署において平成24年度の検討の経緯について十分熟知していなかったことから、緊急指所のあり方について実情を踏まえた検討を再度行い、実施計画の見直しや職員への周知徹底を行うなど、必要な措置を講じられた。

称は、中濃地区の基幹防災拠点として、「中濃プロテック防災センター」に変更した。  
「岐阜県警察大震災警備実施計画」については、平成8年3月28日に制定され、平成14年3月26日に改正し、平成14年4月1日から運用してきたが、内容と実態の一致しない部分があることから、これまで災害の種類により「岐阜県警察大震災警備実施計画」と「岐阜県警察水害等警備実施計画」とに整備されていたものを1本化して、新たに「岐阜県警察災害警備実施計画」(以下「新実施計画」という。)として平成30年3月20日付けで制定し、平成30年4月1日から運用することとした。  
新実施計画では、警備体制設置基準の明確化を図り、警察本部庁舎被災時の代替施設を緊急指所から岐阜南警察署、岐阜北警察署又は警察学校に変更するとともに大規模災害発生時に現地指所へ派遣する指揮支援班の新設等の見直しを行った。  
なお、新実施計画の制定に併せて、平成30年3月20日付けで「岐阜県警察緊急指所の名称変更について」を通知し、緊急指所の名称変更について、職員に周知徹底を図った。

<p>2 売払いした物品について物品処分等調書が作成されておらず、物品一覧表から除却されていなかった。</p> <p>3 平成28年度の現物実査において、出納員が一部の物品につき実査担当者及び現場補助者を指定していなかった。</p>	<p>領上に基づき、物品の有無のみならず、使用状況の把握により遊米登録を適切に行い、今後使用見込みがない物品は、蓄積させず速やかに廃棄を行うことで、適正な物品管理を実施し、再発防止に努める。</p> <p>2 物品の不用決定は行っていたものの、売却後の物品処分入力を行っていないため、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除却を行った。</p> <p>今後は、物品の処分を行った際は、供用主任者、処分担当者及び実査担当者間の相互連携、本件と同様の状況が想定される場合における注意喚起など、指導を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>3 平成29年度より現物実査において、出納員が実査担当者及び現場補助者を漏れなく指定した。今後は漏れなく指定するよう徹底を図る。</p>	<p>指摘事項1で過払となっている3,444円について、指摘事項2で時間外勤務代休時間指定を誤ったことにより過払及び支払不足が発生し、結果491円の追給処理を行うこととなった。よって過年度追給処理を行い、該当職員へ支給した。今後、休日勤務又は月60時間を超える時間外勤務が発生した場合は、時間外勤務時間数計算のための支援ツールを活用することにより確認し、再発防止に努める。</p>
<p>健康増進部 機関名 飛騨保健所</p>	<p>監査結果 時間外勤務手当等の支給事務において</p>	<p>講じた措置 過払となっていた時間外勤務手当の</p>
<p>農政部</p> <p>機関名 農業技術センター</p>	<p>監査結果 低農産度PCB廃棄物の収集運搬及び処分業務委託に係る契約事務において、一般競争入札に係る入札参加資格要件を誤ったことにより、当該処分業務を行う資格がない者から入札参加があり、これを落札者として決定していた。本来であれば正しい入札参加資格を定めて競争入札に付すべきところ、入札時とは異なる契約条件(仕様及び金額)をもって、収集運搬業務については落札者と契約を締結し、処分業務については入札に参加していない第三者と随意契約を締結していた。このような契約方法は、競争入札の公正性や競争性が損なわれているので、今後は適正に処理された。</p>	<p>講じた措置 指摘事項について、会計事務担当職員に対し岐阜県会計規則及び同取扱要領や岐阜県入札事務処理基準に基づき、適正かつ慎重に入札及び契約事務を行うよう指導した。また、平成30年2月8日付け農政部長通知「一般競争入札(建設工事以外)の適正な事務処理について」を受け、農業技術センター契約審査会の委員で構成される所内会議において、指摘のあった契約についての問題点を精査した。さらに、再発防止に向け、岐阜県入札事務処理基準の内容を周知し、入札参加資格要件、契約方法、仕様等の審査の厳格化を徹底した。今後は、入札及び契約を含む会計事務全般において、疑義が生じた場合は、出納管理課への確認を行うことを徹底し、岐阜県会計規則や同取扱要領等を遵守するとともに、内部けん制体制の整備を図り、適正な会計事務処理に努める。</p>

教育委員会		監査結果	講じた措置
機関名 岐阜各務野高等学校	監査結果 附合契約によらない電気需給契約に係る支出事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかったため、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指摘後の電気需給契約に係る支出事務については、岐阜県会計規則等を確認し、検査者による履行確認を確実にしている。 今後は、契約の履行確認等について適正な取扱いに努める。	
機関名 中津高等学校	監査結果 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件3,079円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 過払となっていた時間外勤務手当3,079円については、過年度収入処理を行い、平成29年12月26日に当該職員から県に納付されたことを確認した。 今後は同一週における労働時間数の確認を出勤簿や週休の振替通知書等により複数の職員で徹底し、誤支給の再発防止に努める。	

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
機関名 統計課	監査結果 時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 時間外勤務手当及び休日勤務手当の計算時において、時間外勤務時間数計算のための支援機能ツールを適切に活用して算定し、複数の職員でのチェック等により再発防止に努める。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
機関名 飛騨保健所	監査結果 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 所属職員に対し、外付けハードディスクについてもUSBメモリ等と同様に「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得て使用するよう周知徹底を図った。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等の規程に基づき、適正な管理事務に努める。

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
機関名 可茂農林事務所	監査結果 時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速	講じた措置 週休日に勤務命令により勤務した時間の計算を誤った件については、決裁時の

機関名	監査結果	講じた措置
機関名 加納高等学校	監査結果 時間外勤務手当の支給事務において、支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、3円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 支払不足となっていた時間外勤務手当について、平成30年2月21日に支給手続を完了した。 今後は、時間外勤務手当の支払科目が複数となる場合の端数処理について、特に注意するとともに、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
機関名 岐阜各務野高等学校	監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	講じた措置 事故発生後速やかに全職員に対し、パソコンなど物品の毀損事故防止についての注意喚起を行った。 今後は、定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。

USBメモリ等の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。

- 外部記録媒体の登録及び廃棄の際に情報セキュリティ取扱管理者の確認を受けていないものがあつた。
- 貸与及び返却の際に情報セキュリティ取扱管理者の許可及び確認を受けていないものがあつた。

また、指導事項を踏まえ、職員会議において記録媒体の管理の重要性について全教職員に周知徹底した。  
今後も、管理体制を強化し、適正な運用に努める。

<p>毒物及び劇物の管理事務において、「学校における毒物及び劇物の保管管理について」に基づき保管管理を行うこととなっていたが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 定期的に保管状況を確認することとなっているが、保存数量と管理簿の照合を行っていないものがあった。</p> <p>2 総括責任者への年1回の管理状況報告が行われていなかった。</p>	<p>監査後速やかに総括責任者として、学校長立合いの下で現物の保管状況を確認するとともに、毒物及び劇物の取扱いなど関連法規等について周知徹底を図り、複数の職員で定期的に保管場所の表示や管理状況を確認する体制とした。</p> <p>また、管理簿に学校長及び教頭が確認・押印する欄を加え、確実に総括責任者への報告を行うことと再発防止に努める。</p>
<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,276円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>毀損事故発生直後の職員会議において、全職員に対し事故発生原因及び日頃からの備品の適正な使用と管理について注意喚起を行った。</p> <p>以後の職員会議でも、機器移動時の落下防止や資料の挟み込みの禁止、機器周辺の常時整理等を繰り返し周知徹底して再発防止を図った。</p>
<p>外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 利用していないSDカードは一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者がこれを行っていなかった。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がUSBメモリ等を利用していた。</p>	<p>定期監査直後の職員会議において、当該指導内容及び外部記録媒体の適正な使用について全職員に周知徹底を図った。</p> <p>以後も情報セキュリティ取扱管理者により定期的な管理状況の確認と、職員会議等で各職員の使用前後における必要な事務処理の徹底を繰り返し注意喚起し、再発防止に努めている。</p>

(3) 監査結果 (検討事項) に基づき講じた措置

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
農業経営課	農業大学校の学生寮光熱水費負担金(以下「負担金」という。)について、学生寮の入寮生から電気料及び水道料として一人当たり月額500円を徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。	学生寮に供給する電気及び水道の使用量を計測するための子メーターを設置できるように、平成30年度当初予算に所要経費を計上した。 平成30年度に子メーターを設置した

<p>しかし、学生寮に電気及び水道の検針メーターが設置されておらず、学生寮分の使用量の把握ができていないことから、負担金の額が使用実態に見合った設定となっていないかが明確となっていない。</p> <p>こうした中、学生寮の電気料及び水道料を県が過分に負担しているおそれがあることから、実態を把握したうえで、必要な場合は受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。</p>	<p>後、1か年分の使用量を集計して使用実態を把握し、適正な光熱水費負担金を算定する。</p> <p>なお、新たな光熱水費負担金の適用は、平成32年度に入校する学生からとし、以降も、適正な受益者負担となるよう、適時見直しを行っていく。</p>
---	---

岐阜県監査委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十七日

岐阜県監査委員 篠 田 徹  
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置 A-B-C
	A	B	C	D	E	F	
団 体	指導事項	出資・出捐 <sup>A</sup> 団体	2	0	0	0	2
		補助金等交付団体 指 定 管 理 者	0	—	—	—	
	計	2	0	0	0	2	
	指導事項	出資・出捐団体	5	0	0	1	4
		補助金等交付団体 指 定 管 理 者	3	0	0	1	2
	計	12	0	0	4	8	
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	0	1
		補助金等交付団体 指 定 管 理 者	0	—	—	—	
	計	1	0	0	0	1	
	所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
補助金等交付団体 指 定 管 理 者			1	0	0	1	
計		1	0	0	0	1	
指導事項		出資・出捐団体	1	0	0	0	1
		補助金等交付団体 指 定 管 理 者	2	0	0	1	1
計		5	0	0	3	2	
検討事項		出資・出捐団体	0	—	—	—	
		補助金等交付団体 指 定 管 理 者	0	—	—	—	
計		0	—	—	—		
合 計		21	0	0	7	14	

※平成30年3月30日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については次のとおり。  
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項  
 ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置  
(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
建設政策課	公益財団法人岐阜県建設 研究センター	平成 28 年度の決算において、収益とそれに対応する費用とを同一会計年度に計上すべきところ、橋りょう点検業務(以下「点検業務」という。)の受託期間が翌年度におたることから収益が計上されてい ないものの、点検業務の一部を外部に委託する費用のみを計上したため、同一会計年度 での計上となっており、 今年度は適正に処理され たい。	講じた措置 指導事項については、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。指導事項については、顧問税理士と協議を行い、平成 28 年度決算にて未計上であった点検業務の一部収益について、平成 29 年度仕訳において次のとおり修正を行った。 <修正> 借方 流動資産 棚卸資産 3,008,880 円 貸方 経常外収益 過年度修正益 3,008,880 円 今後は、関係法令及び公益法人会計基準に依り適正に決算処理することに加え、外部の会計専門家によるチェックの強化を図る。 また、複数の職員による内部けん制機能の強化を図るとともに、会計担当職員を外部研修へ積極的に参加させるなど会計事務の処理・審査体制の強化を図る。

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
西濃農林事務所	輸之内町 (岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金))	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、交付要綱に基づき、事業完了報告を提出しなればならぬところ、提出され ていなかったため、今後は適 正に処理されたい。	指導事項について、当該団体(輸之内町)から以下のとおり報告を受け、確認した。今回の監査を踏まえ、補助金等を活用して事業を実施する場合には、関係する補助金交付規則、要綱、留意点等を熟読し理解した上で業務遂行する体制を整備した。今後は、補助事業の終期を含め、補助事業の工程管理について、県担当者と共に連携を図るとともに、多面的機能支払交付金担当者会議や説明会等に積極的に参加し、適正な処理を行うこととする。

指定管理者

所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体からの報告を受け確認した。基本協定書に定められた管理物品数 101 件と、実際の管理物品数 106 件とが異なっていたことを確認し、協定書記載された物品 5 件については、基本協定書の規定に基づき、平成 29 年 11 月 13 日に、県に報告を行い、備品一覽表の更新を行った。 今後は、管理物品に異動が生じた都度、適正に処理する。
畜産課	一般社団法人岐阜県農畜 産公社 (岐阜県東濃牧場)	牧場の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し、承認を得るべきところ、産業廃棄物処理業務及び育成牛の制御業務において申請を行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。	「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」第 19 条第 2 項及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」第 11 の 3 に基づき平成 30 年 1 月 10 日から 30 年 3 月 31 日までの業務の第三者委託の内容容について、平成 30 年 1 月 10 日付けで県に申請を行い、1 月 11 日付けで承認を受けた。 今後、指定管理に関する業務の第三者委託については、次年度の委託内容及び委託先について、年度開始前に県へ申請し、承認を得る事にした。また、年度途中で新たな委託業務が発生した場合や委託先の変更が生じた場合には、随時適正な手続を行うよう努める。

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
西濃農林事務所	輸之内町	輸之内町に対する岐阜県農	補助事業を担当する関係職

事務所	(岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金))	農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、交付要綱に基づき、事業完了報告を提出できていなかったため、今後は適正に処理された。	員に、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に規定する事業完了届を提出させることを周知徹底した。 今後は、補助事業の適切な事務処理を行うため、毎年開催している農業農村担当者会議において、市町担当者に変更し、周知徹底を図るとともに市町担当者より一層連絡を密にし、事務処理体制の強化に努めるよう指導する。
-----	----------------------------	---	--

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
地域ヌボ一 ツ県	川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するともに、今後は適正に処理されたい。	基本協定書に定められた管理物品数101件と、実際の管理物品数106件とが異なっていたことを確認し、協定書記載漏れ物品5件については、基本協定書の規定に基づき、平成29年11月13日に報告を受け、備品一覧表の更新を行った。 今後は、管理物品に異動が生じた都度、適正に処理する。
畜産課	一般社団法人岐阜県畜産公社 (岐阜県東濃牧場)	牧場の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し、承認を得るべきところ、産業廃棄物処理業務及び育成生の飼育業務において申請できていなかったため、今後は適正に処理されたい。	「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」第19条第2項及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」第11の3に基づき、平成30年1月10日から30年3月31日までの業務の第三者委託の内容について、1月10日付けで申請を受け、1月11日付けで承認した。 今後、指定管理に関する業務の第三者委託については、次年度の委託内容及び委託先について、年度開始前に県へ申請を行うよう指導し、また、年度途中で新たな委託業務が発生した場合や委託先の変更が生じた場合には、随時適正な手続を行うよう指導した。

岐阜県監査委員告示第十八号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。  
 平成三十年四月二十七日

- 岐阜県監査委員 篠田 徹
- 岐阜県監査委員 松岡 正
- 岐阜県監査委員 山本 泉
- 岐阜県監査委員 藤 良
- 岐阜県監査委員 杉山 祐子

一 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 田中 豪明 住所 愛知県一宮市萩原町萩原字家老二七九七番地一
  - 河村 崇志 揖斐郡池田町下東野三七六番地
  - 横井 普志子 愛知県名古屋市中千種区春岡一丁目四番二四号
  - ラポールニュー池下八〇二
  - 白井 佳 愛知県刈谷市南楼町一丁目七二番地一
  - アルバックスタワー刈谷駅前九〇三号
  - 養田 浩行 愛知県安城市二本木町二本木一〇一番地二
  - サンコートNIHONGI一〇三三
  - 林 孝卓 岐阜市長森岩戸九〇九番地
  - 山田 麻登 愛知県名古屋市中西区香呑町四丁目四七番地
- 二 外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間  
 平成三十年四月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで